

所得税の確定申告・ 住民税(市県民税)の申告について

所得税の確定申告および住民税(市県民税)の申告受け付けは、**伊奈庁舎2階第1・2会議室および谷和原庁舎2階第1・2会議室**において下表の日程で行います。必ず申告されますようご協力をお願いします。なお、土・日曜日は閉庁日ですが、**2月24日、3月2日の日曜日**に限り、申告の受け付けを行います。所得税の申告をした方は、住民税(市県民税)の申告をしたものとみなされますので、申告の必要はありませんが、住民税(市県民税)については、**無収入などでも被扶養者以外の方は申告が必要です**。

また、給与所得の方で、年末調整の済んでいない方や、年金所得の方で、配偶者控除や扶養控除およびその他の控除を受けられる方は、申告してください。

詳しくは伊奈庁舎税務課までお問い合わせください。

谷和原庁舎2階第1・2会議室(午前9時～午後3時)		伊奈庁舎2階第1・2会議室(午前9時～午後3時)	
対象地域	期日	対象地域	期日
小絹地区(収入が公的年金だけの方)	2月12日(火)	谷井田地区(収入が公的年金だけの方)	2月12日(火)
十和・福岡地区(収入が公的年金だけの方)	2月13日(水)	小張・三島地区(収入が公的年金だけの方)	2月13日(水)
谷原・みらい平地区(収入が公的年金だけの方)	2月14日(木)	板橋・豊・東地区(収入が公的年金だけの方)	2月14日(木)
福岡	2月18日(月)	福原、上島、中島、下島1・2、戸茂、戸崎、山王新田1・7期	2月18日(月)
台	2月19日(火)	伊丹、根柄、神住新田、山王新田第1・2、山王新田8期	2月19日(火)
南、中原、仁左衛門新田、坂野新田	2月20日(水)	城中、東栗山、足高、東栗山住宅	2月20日(水)
上長沼、下長沼、十和	2月21日(木)	門前、内町、古宿、西山、伊奈東1・2・3区	2月21日(木)
田村、押砂、真木、箕輪	2月22日(金)	高岡、上板橋、伊奈東4・5・6区	2月22日(金)
小絹地区、みらい平地区	2月24日(日)	板橋地区、豊地区、東地区	2月24日(日)
日川、北袋、樫木	2月25日(月)	狸穴、神生、南谷津、花田久保、上街道、松並	2月25日(月)
細代、杉下、寺畑	2月26日(火)	野堀、大和田、鎌田、塙、久保、東板橋、新山住宅、平和台、大日前	2月26日(火)
小絹	2月27日(水)	五反田、関場、伊奈東3期、勤兵衛新田5・6期、秋葉台1・2・3区	2月27日(水)
西ノ台、西ノ台南	2月28日(木)	秋葉山住宅、狸穴団地、狸穴みどり、ひまわり台	2月28日(木)
絹の台1・3丁目	2月29日(金)	新戸、新町、市野深、芦戸、親和、愛宕住宅、伊奈ヒルズ、大池自治会	2月29日(金)
谷原地区、十和地区、福岡地区	3月2日(日)	谷井田地区、三島地区、小張地区	3月2日(日)
絹の台2・4・5・6・7丁目	3月3日(月)	奉社・下谷口、谷口、愛宕、上中宿、小島新田西	3月3日(月)
追分、古箸、下馬木	3月4日(火)	高波、下宿(小張)、小島新田東、高波住宅、出山住宅	3月4日(火)
内宿、馬場、平沼	3月5日(水)	福田、下宿(豊)、横町、宿、中宿、上宿、青木住宅1・2	3月5日(水)
古川、成瀬、宮戸	3月6日(木)	青古新田、青木、長渡呂、長渡呂新田、狸淵、弥柳第1・2、中谷原住宅、長渡呂新田住宅、豊中央、下宿脇住宅	3月6日(木)
鬼長、川崎	3月7日(金)	上谷井田、下谷井田、外記新田住宅、谷井田北12・13区、谷井田南5区、第1・2・3結城ハイツ、第5グリーンコーポ	3月7日(金)
西丸山、上小目、下小目	3月10日(月)	外記新田、下平柳、谷井田2・4期、谷井田北2・3区、谷井田北10・11区	3月10日(月)
東榎戸、西榎戸、加藤	3月11日(火)	中平柳、上平柳、谷井田北7・9区、谷井田南6・7区	3月11日(火)
陽光台、紫峰ヶ丘、富士見ヶ丘	3月12日(水)	山谷、谷井田北4・5・6区、谷井田南1・2・3・4区	3月12日(水)

※3月13日(木)、14日(金)、17日(月)は予備日となっています。